

令和4年度 指定障害福祉サービス事業者等実地指導 実施状況

1 サービス別の実施状況

区分	事業所数			計画数 d	実施数 e	実施率 (計画比) e/d	実施率 (対象比) e/c	
	現存 a	休止 b	対象 c=a-b					
介護給付	居宅介護	51	1	50	6	2	33%	4%
	重度訪問介護	49	1	48	6	2	33%	4%
	同行援護	14	1	13	0	0	-	0%
	行動援護	7		7	0	0	-	0%
	療養介護	1		1	0	0	-	0%
	生活介護	37		37	5	5	100%	14%
	短期入所	19		19	3	2	67%	11%
	重度障害者等包括支援	0		0	0	0	-	-
	施設入所支援	6		6	0	2	-	33%
訓練等給付	自立訓練（機能訓練）	1		1	0	0	-	0%
	自立訓練（生活訓練）	8		8	3	2	67%	25%
	就労移行支援	19	3	16	0	0	-	0%
	就労継続支援A型	13	1	12	3	3	100%	25%
	就労継続支援B型	55		55	7	8	114%	15%
	就労定着支援	11		11	1	0	0%	0%
	自立生活援助	4		4	1	0	0%	0%
	共同生活援助	27		27	6	11	183%	41%
相談支援	地域移行支援	17	1	16	1	2	200%	13%
	地域定着支援	17	1	16	1	2	200%	13%
	計画相談支援	36	2	34	5	5	100%	15%
	障害児相談支援	23	2	21	3	2	67%	10%
障害児通所支援	児童発達支援センター	2		2	0	0	-	0%
	児童発達支援	29		29	7	9	129%	31%
	医療型児童発達支援	0		0	0	0	-	-
	放課後等デイサービス	52		52	11	16	145%	31%
	居宅訪問型児童発達支援	1		1	0	0	-	0%
	保育所等訪問支援	4		4	1	0	0%	0%
計	503	13	490	70	73	104%	15%	

2 実地指導における文書指導の状況

事業区分	対象事業所数	実施数	文書指導した事業所数	件数
(1) 障害福祉サービス	315	37	25	29
ア 介護給付	181	13	8	8
イ 訓練等給付	134	24	17	21
(2) 相談支援	87	11	4	4
(3) 障害児通所支援	88	25	20	24
計	490	73	49	57

(1) 障害福祉サービス

ア 介護給付

項目	件数	主な指導事項
運営に関する基準	5	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活介護計画や施設障害福祉サービス計画の実施状況の把握及び見直し、必要に応じた変更を行うこと。</li> <li>指定生活介護について、サービス提供の都度、記録すること。</li> <li>事業所ごとに、従業員の勤務体制や人員要件の確認を十分に行うこと。</li> </ul>
給付費の算定及び取扱い	3	<ul style="list-style-type: none"> <li>福祉専門職員配置等加算（Ⅲ）について、届出と現況が相違した場合は速やかに内容変更の届出を行うこと。また、要件を満たしていないのに加算を算定することのないようにすること。</li> <li>欠席時対応加算について、相談援助の内容記録に不十分なものが見られる。</li> </ul>
計	8	

イ 訓練等給付

項目	件数	主な指導事項
運営に関する基準	15	<ul style="list-style-type: none"> <li>・就労継続支援A型計画や共同生活援助計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ること。また計画を利用者に交付すること。</li> <li>・就労支援事業については原則として余剰金が発生しないよう適正な会計処理を行うこと。</li> <li>・個別支援計画の作成に係る一連の業務が適切に行われていないケースが見られる。</li> <li>・預り金の出納管理に係る費用を利用者から徴収する場合には利用者との保管依頼書(契約書)、個人別出納台帳等、必要な書類を備えること。</li> </ul>
給付費の算定及び取扱い	6	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個別支援計画の作成に係る一連の業務が適切に行われていないケースが見られるため、自己点検を行い、点検結果を報告した上で、必要に応じて過誤調整により減算すること。</li> <li>・処遇改善加算の算定に当たって行うこととなっている、処遇改善計画の周知及び、福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保することについて、記録に不十分なものが見られるため改善すること。</li> </ul>
計	21	

(2) 相談支援

項目	件数	主な指導事項
運営に関する基準	3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法定代理受領により市町村から指定計画相談支援に係る計画相談支援給付費の支給を受けた場合は、計画相談支援対象障害者等に対し、当該計画相談支援対象障害者等に係る計画相談支援給付費の額を通知すること。</li> </ul>
給付費の算定及び取扱い	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・機能強化型サービス利用支援費(Ⅲ)の要件となっている利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議については、概ね週一回以上開催し、議事については記録を作成し、5年間保存すること。</li> </ul>
計	4	

(3) 障害児通所支援

項目	件数	主な指導事項
運営に関する基準	13	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童発達支援管理責任者のうち、1人以上は、専任かつ常勤とすること。</li> <li>・放課後等デイサービス計画の作成に当たって、通所給付決定保護者及び障害児に対し、当該放課後等デイサービス計画について説明し、文書により同意を得ること。</li> <li>・利用定員を超えて、指定放課後等デイサービスの提供を行うことのないよう努めること。また、定員を超えた場合には人員基準を下回ることのないように職員を配置すること。</li> </ul>
給付費の算定及び取扱い	11	<ul style="list-style-type: none"> <li>・処遇改善加算の算定に当たって行うこととなっている、福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保し、そのことについて全ての職員に周知すること。また、処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知することについて、不十分なものが見られるため、改善すること。</li> <li>・児童指導員等加配加算及び専門的支援加算について、人員基準を満たしていない日に算定されているケースが見られるため、適正に加算の算定を行うとともに、誤った算定報酬について過誤調整を行うこと。</li> <li>・欠席時対応加算(Ⅰ)について、対応記録がない日に算定されているケースが見られるため、適正に加算の算定を行うとともに、誤った算定報酬について過誤調整を行うこと。</li> </ul>
計	24	

令和4年度 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）実地指導 実施状況

1 医療機関別の実施状況

区分		事業所数 a	実施予定 b	実施数 c	実施率 c/a
育成医療・ 更生医療	病院・診療所	17	0	0	0%
	薬局	175	0	0	0%
	指定訪問介護事業者等	4	0	0	0%
計		196	0	0	0%

2 自己点検の促進

- (1) 平成29年度から当面の間、自立支援医療の質の確保及び給付の適正化を図るため、自己点検表を用いた自己点検（指定期間（6年間）中、毎年度1回）の実施と指定更新時の提出を依頼。
- (2) 自己点検表の内容を確認後、必要が認められる場合は、実地指導を行う。